

第161回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
日比谷三井タワー8階
日比谷三井カンファレンス
ROOM1+2

昨年と開催場所を変更しております。
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

株主様へのお願い

株主総会へのご出席につきましては、開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断をいただけますようお願い申し上げます。議決権につきましては、当日のご出席に代えて、インターネット等または同封の議決権行使書により事前に行使いただくことが可能です。

目次

第161回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役9名選任の件	
第2号議案 補欠監査役1名選任の件	
第3号議案 監査役の報酬枠改定の件	
事業報告	21
連結計算書類	54
計算書類	57
監査報告	59



代表取締役会長 山田 和孝



代表取締役社長 川崎 淳

グループ企業理念

- 最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
- 市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
- 創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

当社は1905年の創業以来118年にわたり培ってきた技術とサービスを強みとして産業の発展と地球環境問題の解決に貢献してまいりました。そして、2023年4月、当社は事業環境が急速かつグローバルに変化するなか、業務執行を機動的に推進するために持株会社体制へ移行し、「月島ホールディングス株式会社」として新たなスタートを切りました。

私たちは「環境技術で世界に貢献し未来を創る」というパーパスのもと、豊かな生活・文化の創造に貢献し、快適でサステナブルな社会の実現に取り組むことで、企業価値の向上を図ってまいります。

今後とも皆様のより一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

招集ご通知

株主の皆様へ

証券コード 6332
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日2023年5月26日)

東京都中央区晴海三丁目5番1号
月島ホールディングス株式会社
代表取締役社長 川崎 淳

第161回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第161回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tsk-g.co.jp/ir/stockholder/meeting/>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「月島ホールディングス」または証券「コード」に「6332」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時5分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー 8階 日比谷三井カンファレンス ROOM 1+2 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) ※昨年と開催場所を変更しておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
3 目的事項	報告事項 1. 第161期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第161期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役9名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件 第3号議案 監査役の報酬枠改定の件

以 上

当日ご出席されない場合の議決権行使についてのご案内

●書面(郵送)による議決権行使の場合



この「招集ご通知」とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日(月曜日)午後5時5分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●インターネット等による議決権行使の場合



当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)を通じて2023年6月26日(月曜日)午後5時5分までにご行させていただきますようお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後掲5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認ください。

機関投資家の皆様には、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

その他の招集に関する事項

- 当日ご出席の際は、お手数ながらこの「招集ご通知」とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合、代理人は当社の議決権を有する株主に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト(前掲2頁をご参照ください。)にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)

会社法改正により、電子提供措置事項について各ウェブサイト(前掲2頁をご参照ください。)にアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることになりました。しかし、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の書面については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、「その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として、お送りする書面には含まれておりません。

- ▶ 「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上掲の各書類となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です（毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によってはご利用できない場合もございます）。

【議決権行使ウェブサイト】

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- (2) 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議決権を行使してください。
また、スマートフォンにて議決権行使書に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインID・パスワードをご入力することなく、議決権行使ウェブサイトにごログインいただけます。
- (3) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権の行使は、2023年6月26日（月曜日）午後5時5分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. パスワードの取り扱い

- (1) 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- (2) パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化と充実を図るため取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本候補者の指名を行うに当たっては、社外取締役を委員長とした指名報酬諮問委員会からの答申を受けた上で、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する見識、経験、能力を有する人物を指名しております。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	再任 <small>やまだ かずひこ</small> 山田 和彦	代表取締役会長	100% (13回/13回)
2	再任 <small>かわさき じゅん</small> 川崎 淳	代表取締役社長社長執行役員	100% (13回/13回)
3	再任 <small>たかの とおる</small> 高野 亨	取締役専務執行役員 最高財務責任者（CFO） 海外グループ会社業績管理担当	100% (9回/9回)
4	再任 <small>ふくざわ よしゆき</small> 福沢 義之	取締役 月島機械株式会社 代表取締役社長社長執行役員	100% (13回/13回)
5	再任 <small>たかとり けいた</small> 鷹取 啓太	取締役 月島アクアソリューション株式会社 代表取締役社長社長執行役員	100% (13回/13回)
6	再任 <small>まづか みちよし</small> 間塚 道義	社外 独立	92% (12回/13回)
7	再任 <small>かつやま のりお</small> 勝山 憲夫	社外 独立	100% (13回/13回)
8	再任 <small>ますだ のぶや</small> 増田 暢也	社外 独立	100% (9回/9回)
9	新任 <small>しむら なおこ</small> 志村 直子	社外	—

- (注) 1. 上記の取締役会への出席状況に記載の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 高野亨氏および増田暢也氏の取締役会への出席状況は、2022年6月24日の取締役就任以降のものとなります。



やま だ かず ひこ
山 田 和 彦

(1947年1月1日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
152,100株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年4月 当社入社
1998年4月 当社理事
2000年6月 当社取締役
2002年6月 当社常務取締役
2003年6月 当社代表取締役専務取締役
2005年6月 当社代表取締役社長社長執行役員
2020年4月 当社代表取締役会長（現任）

【取締役候補者とした理由】

2005年より代表取締役社長として、全社的業務改革を推進するとともに、環境エネルギーの分野への進展および海外ビジネスの展開を図り、当社の持続的成長の基盤を構築してまいりました。また、2020年4月より代表取締役会長に就任し、実効性のある効率的な取締役会の運営や当社グループのコーポレートガバナンス強化に、その手腕を発揮しております。経営者としての高い見識、豊富な経験と実績を有することから、2023年4月より、持株会社体制の下、月島ホールディングス株式会社代表取締役会長として、グループガバナンスに更なる手腕を発揮することを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



かわ さき じゅん
川 崎 淳
(1971年7月29日生)

再任

2 取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
39,000株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年4月 当社入社
- 2006年1月 当社秘書室長
- 2010年4月 当社総務人事部長
- 2014年4月 当社経営企画部長
- 2015年4月 当社執行役員
- 2017年4月 当社常務執行役員 当社企画・管理本部副本部長
- 2019年4月 当社経営統括本部長
- 2019年6月 当社取締役
- 2020年5月 プライミクスホールディングス株式会社代表取締役社長
プライミクス株式会社代表取締役社長
- 2021年4月 当社専務執行役員
- 2022年4月 当社代表取締役専務執行役員
- 2022年6月 プライミクス株式会社代表取締役会長（現任）
月島環境エンジニアリング株式会社代表取締役会長
- 2023年4月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

業務改革ならびに人事、経営企画等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有し、当社の管理部門全体の責任者として経営品質の向上に努めてまいりました。また、M&Aや不動産開発など、当社グループの成長戦略を推進してまいりました。2023年4月より、持株会社体制の下、当社代表取締役社長に就任しており、当社グループの経営トップとしてその手腕を発揮することを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



たかの とおる
高野 亨
(1966年11月17日生)

再任

3 取締役会出席回数 9回/9回

所有する当社の株式数
26,600株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 千代田化工建設株式会社入社
2001年7月 当社入社
2004年7月 当社経営企画部長
2007年12月 当社社長室長
2008年10月 当社財務部長
2010年4月 当社執行役員
2017年4月 当社常務執行役員
当社企画・管理本部副本部長
2021年4月 当社専務執行役員
当社経営統括本部長
2022年4月 当社経営統括本部財務部長
2022年6月 当社取締役常務執行役員
2023年4月 当社取締役専務執行役員（現任）
当社最高財務責任者（CFO）（現任）

【担当】

海外グループ会社業績管理担当

【取締役候補者とした理由】

経営企画ならびに財務、総務人事等、管理部門における業務執行の責任者として、豊富な経験と実績を有しております。2023年4月より、持株会社体制の下、CFOとしてグループ全体の経営管理にその手腕を発揮することを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



ふく ざわ よし ゆき
福 沢 義 之

(1964年7月15日生)

再任

4 取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
52,900株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
2004年7月 当社研究開発部長
2006年4月 当社ソリューション技術部長
2013年4月 当社執行役員
2017年4月 当社常務執行役員
当社水環境事業本部副本部長
2018年4月 当社開発本部長
2019年4月 当社産業事業本部副本部長
当社調達管理本部副本部長
2019年6月 当社取締役
2020年4月 当社代表取締役社長社長執行役員
2023年4月 当社取締役（現任）
月島機械株式会社
代表取締役社長社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

研究開発ならびにプラント計画・設計等、豊富な経験と実績を有し、当社技術部門の業務執行責任者として取締役の職責を果たし、2020年4月より当社代表取締役社長を務めてまいりました。2023年4月より、持株会社体制の下、産業事業を承継する月島機械株式会社の代表取締役社長に就任しており、経営トップとしてその手腕を発揮することで当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



たか とり けい た
鷹 取 啓 太

(1965年7月29日生)

再任

取締役会出席回数 13回/13回

5

所有する当社の株式数
47,800株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
- 2004年7月 当社環境事業部長
- 2007年6月 寒川ウォーターサービス株式会社代表取締役
- 2008年10月 当社経営企画部長
- 2009年6月 当社執行役員
- 2014年12月 尾張ウォーター&エナジー株式会社代表取締役
- 2017年4月 当社常務執行役員
当社水環境事業本部副本部長
- 2018年4月 当社水環境事業本部長
- 2018年6月 当社取締役
- 2019年4月 当社代表取締役専務執行役員
- 2022年12月 当社社長特命担当（水環境事業統合委員長）
- 2023年4月 当社取締役（現任）
月島アクアソリューション株式会社
代表取締役社長社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

長年にわたり当社の水環境事業の責任者として、国内のみならず海外ビジネスにおいても積極的な拡大を推進し、同事業の発展を図ってまいりました。また、経営企画部門の責任者を歴任するなど、経営に関する豊富な経験と実績を有しております。2023年4月より、持株会社体制の下、水環境事業を承継する月島アクアソリューション株式会社の代表取締役社長に就任しており、経営トップとしてその手腕を発揮することで当社グループの企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。



ま づか みち よし
間 塚 道 義

(1943年10月17日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 12回/13回

所有する当社の株式数
4,700株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1968年 4月 富士通ファコム株式会社入社
- 1971年 4月 富士通株式会社転社
- 2001年 6月 同社取締役兼東日本営業本部長
- 2005年 6月 同社取締役専務
- 2006年 6月 同社代表取締役副社長
- 2008年 6月 同社代表取締役会長
- 2009年 9月 同社代表取締役会長兼社長
- 2010年 4月 同社代表取締役会長
- 2012年 6月 同社取締役会長
- 2014年 6月 同社取締役相談役
- 2015年 6月 日本コンクリート工業株式会社社外取締役（現任）
- 2016年 6月 富士通株式会社相談役
株式会社アマダホールディングス（現株式会社アマダ）
社外取締役（現任）
- 2018年 4月 富士通株式会社シニアアドバイザー
- 2018年 6月 当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいております。今後も企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



かつ やま のり お
勝 山 憲 夫

(1949年5月3日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 13回/13回

所有する当社の株式数
3,300株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1975年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社
- 2005年6月 同社取締役
- 2006年6月 同社執行役員
- 2009年4月 同社常務執行役員
- 2011年4月 同社副社長執行役員
- 2011年6月 同社代表取締役副社長
- 2013年6月 新日鉄住金化学株式会社（現日鉄ケミカル&マテリアル株式会社）代表取締役社長
- 2016年6月 同社取締役相談役
- 2017年6月 同社相談役
- 2020年6月 当社社外取締役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいております。今後も企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



ます だ のぶ や
増田 暢也

(1947年10月30日生)

再任

社外取締役候補者

取締役会出席回数 9回/9回

所有する当社の株式数
一株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1974年 4月 東京地方検察庁検事
- 2001年 11月 最高検察庁検事
- 2002年 8月 法務省入国管理局長
- 2004年 9月 最高検察庁公判部長
- 2006年 8月 千葉地方検察庁検事正
- 2008年 7月 横浜地方検察庁検事正
- 2009年 1月 仙台高等検察庁検事長
- 2012年 3月 中央更生保護審査会委員
- 2018年 10月 増田法律事務所 代表 (現任)
- 2022年 6月 当社社外取締役 (現任)

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

長年にわたる検察官としての高度の法律知識、組織運営全般に関する豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営の透明性、客観性を高める適切な助言をいただいております。今後も当社グループの経営に対し高い見識からの適切な助言を期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。



しむら なお こ
志村直子

(1974年6月5日生)

新任

社外取締役候補者

所有する当社の株式数

一株

● 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1999年4月 弁護士登録
西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
- 2005年4月 ニューヨーク州弁護士登録
- 2008年1月 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士（現任）
- 2016年5月 株式会社旅工房 社外監査役（現任）
- 2018年6月 株式会社ミクシィ 社外取締役
- 2018年9月 一橋大学大学院法学研究科
ビジネスロー専攻 非常勤講師（現任）
- 2019年6月 日本信号株式会社 社外監査役（現任）

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

弁護士として企業法務に精通しており、当社グループの経営の透明性、客観性を高める有益な指摘や意見をいただけることを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 間塚道義、勝山憲夫、増田暢也および志村直子の4氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 間塚道義、勝山憲夫および増田暢也の3氏の在任期間は本総会終結の時をもって、間塚道義氏は5年、勝山憲夫氏は3年、増田暢也氏は1年となります。
 4. 間塚道義、勝山憲夫、増田暢也および志村直子の4氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。当社は、間塚道義、勝山憲夫および増田暢也の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、志村直子氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員としての指定、届出の予定はございません。
 5. 当社は、間塚道義、勝山憲夫および増田暢也の3氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しております。上記の3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、志村直子氏が取締役に就任した場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。各取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

7. 志村直子氏が社外監査役として在任している株式会社施工房の2020年3月期決算発表延期および過年度決算訂正に係る同社法人営業部門の従業員による不正行為ならびに2022年3月期第3四半期決算発表延期および過年度決算訂正に係る同社グローバル・アライアンス部門における不適切な取引に関して、同氏は当該事実を認識しておりませんが、日頃から法令順守の視点に立った提言を行い、注意喚起をしておりました。また、当該事実の判明後は、再発防止のための提言を行うなど、社外監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



こばやし まさと
小林 雅人
(1960年4月5日生)

所有する当社の株式数
一株

● 略歴および重要な兼職の状況

- 1986年4月 司法修習修了・弁護士登録
湯浅・原法律特許事務所弁護士
- 1997年2月 日本オラクル株式会社社外監査役
- 1997年7月 平川・佐藤・小林法律事務所パートナー弁護士
- 2003年2月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現任）
- 2020年1月 当社社外監査役
- 2020年6月 株式会社イーブックイニシアティブジャパン社外取締役
- 2020年12月 株式会社日本共創プラットフォーム社外監査役（現任）
- 2021年3月 三井海洋開発株式会社社外取締役（現任）

【補欠監査役候補者とした理由】

弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待し、補欠監査役候補者となりました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 小林雅人氏と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、同氏は、当社と顧問契約を締結しているシティユーワ法律事務所のパートナー弁護士であり、当社は同法律事務所との間に法律業務を委託する等の取引関係がありますが、当事業年度における取引額は同法律事務所の年間売上高の2%未満であります。
2. 同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、同氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で法令の定める最低責任限度額を賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。同氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定です。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

【第1号議案が承認されたのちの経営体制(予定)】

氏名	専門性を発揮できる領域および経験							社外 独立性	指名報酬 諮問 委員会
	企業 経営	製造/ 技術/ 研究開発	財務 会計	人事 労務	法務	営業	情報 システム		
山田 和彦	●		●	●			●		●
川崎 淳	●		●	●			●		
高野 亨	●		●	●					
取締役	福沢 義之	●	●						
	鷹取 啓太	●				●			
	間塚 道義	●				●		●	●
	勝山 憲夫	●	●					●	●
	増田 暢也					●		●	
志村 直子					●		●		
監査役	吉加 訓	●		●				●	
	尾内 正道			●				●	●
	塚野 英博	●		●				●	

【独立社外役員の独立性判断基準】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、社外役員の独立性判断基準を次のとおり定めます。

1. 当社および当社グループ会社の業務執行者でなく、かつ、過去にもあったことがないこと。
2. 当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）の重要な業務執行者でないこと。
3. 当社が主要株主である会社の重要な業務執行者でないこと。
4. 当社および当社グループ会社の主要な取引先（直近事業年度における当社および当社グループ会社との取引の対価の受取額が、当社の連結総売上高の2%超となる取引先。金融機関の場合は直近事業年度における当社および当社グループ会社の借入額が、当社の連結総資産の2%超となる取引先）またはその業務執行者でないこと。
5. 当社および当社グループ会社を主要な取引先（直近事業年度における当社および当社グループ会社との取引の対価の支払額が、当該取引先の単体総売上高の2%超となる取引先）とする者またはその業務執行者でないこと。
6. 当社および当社グループ会社から多額（直近事業年度において、個人は1千万円以上の金額、法人・団体は当該法人・団体の単体売上高の2%超の金額）の報酬または寄付を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家、研究・教育専門家または当該法人・団体に所属する者でないこと。
7. 当社および当社グループ会社の業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）でないこと。
8. 上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反のおそれがあると合理的に判断されないこと。

当社の監査役の金銭報酬の額は、年額6,300万円以内として、2009年6月26日開催の第147回定時株主総会においてご承認いただき、現在に至っております。

今般、コーポレートガバナンスの観点から監査役の責務や期待される役割が増大しており、当社の企業価値向上に向け、適切かつ多様な知見を有する人材を確保する必要があるため、監査役の金銭報酬の額を年額1億円以内に改定いたしたくお願いするものであります。

なお、現在の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）であります。本総会の終結の時をもって監査役1名が任期満了により退任となるため、本総会後の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）となります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社を取り巻く市場環境は、国内外において米中関係の緊張の高まりやロシアによるウクライナ侵攻の長期化などの地政学的リスクの影響により依然として先行きが不透明な状況が続いており、原材料価格の高騰や為替等の変動、半導体の供給不足などが経済活動に与える影響について留意する必要があります。一方で、国内の水インフラ関連投資は堅調に推移しており、企業の設備投資は回復基調がみられておりました。

このような環境の下で当社グループは、2019年度を初年度とする中期経営計画の最終年度（*1）として、「経営基盤の強化」、「成長戦略の推進」を基本方針として事業活動を展開してまいりました。

水環境事業においては、上下水道設備の増設・更新需要の取り込みや、設備の維持管理業務、補修工事等の営業活動を展開してまいりました。また、省エネルギー技術の営業活動を推進するとともに、水インフラを安定的に維持・運営していくために設備の建設と長期の維持管理業務が一体となったPFI（*2）、DBO事業（*3）や、包括O&M業務（*4）、FIT（*5）を活用した発電関連分野への営業展開を進めてまいりました。

一方、産業事業においては、プラント・単体機器および廃液、固形廃棄物処理などの環境関連設備や、今後成長が見込まれる二次電池製造関連設備の営業活動を推進してまいりました。

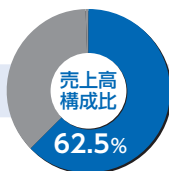
また、当社グループは、グループ経営の効率化とガバナンス体制の高度化を推進するため、2023年4月より持株会社体制に移行いたしました。10月には当社の水環境事業とJFEエンジニアリング株式会社の国内水エンジニアリング事業を統合する予定です。

- * 1：中期経営計画については、2019年度から2021年度の3カ年としておりましたが、2023年4月に持株会社体制へ移行することから持株会社体制を踏まえた経営計画、事業・投資戦略や計数目標を策定するための時間が必要と判断し、期間を1年間延長しております。
- * 2：PFI (Private Finance Initiative)
施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み
- * 3：DBO (Design Build Operate) 事業
事業会社に施設の設計 (Design)、建設 (Build)、運営 (Operate) を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う方式
- * 4：包括O&M業務
設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事や薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務
- * 5：FIT (Feed-in Tariff)
再生可能エネルギーを用いて発電された電気を、一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付けた制度（固定価格買取制度）

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、次のとおりとなりました。

受注高は1,060億45百万円（前期比10.6%減）、売上高は977億78百万円（前期比5.1%増）となりました。また、損益面につきましては、営業利益は50億4百万円（前期比12.1%減）、経常利益は56億49百万円（前期比13.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は42億14百万円（前期比48.4%減）となりました。

当連結会計年度における事業部門別の業績は、次のとおりであります。



水環境事業

国内の水インフラ関連投資は堅調に推移しておりました。また、複数年および包括O&M業務や設備建設と長期の維持管理業務を一体化したPFI、DBO事業等の発注は増加する傾向にありました。一方で原材料価格の高騰や半導体の供給不足、および為替の変動などによる経済活動への影響には留意する必要がありますがありました。

このような状況の下で当社グループは、国内の上下水道用汚泥処理設備の増設・更新需要を取り込むために、下水処理場向け汚泥脱水、乾燥、焼却設備、浄水場向け排水処理設備などの汚泥処理設備の営業活動を推進してまいりました。O&M業務においては補修工事および包括O&M業務の営業活動を展開してまいりました。また、脱炭素社会に貢献する技術開発および営業活動を推進してまいりました。その結果、下水処理場向け次世代型汚泥焼却システム、浄水場向け排水処理設備などの受注を果たしました。また、メンテナンスなどのアフターサービス事業をより一層強化するために、包括O&M業務や補修工事の営業活動を展開し、受注高を確保してまいりました。

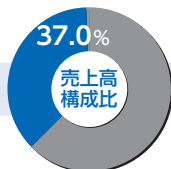
その結果、当連結会計年度における水環境事業の受注高は、605億41百万円（前期比21.1%減）、売上高は610億73百万円（前期比3.6%増）、営業利益は33億72百万円（前期比6.5%減）となりました。

●受注の主なもの

- ・東京都向け八王子水再生センター汚泥焼却設備再構築工事
- ・名古屋市向け空見スラッジリサイクルセンター第2期事業（下水汚泥焼却施設整備等事業建設工事）
- ・函館市向け南部下水終末処理場およびポンプ場等包括的維持管理業務

●売上の主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・東京都向け葛西水再生センター汚泥焼却設備再構築工事
- ・いわき市向け下水汚泥等利活用事業建設工事
- ・千葉市向け南部浄化センター等包括的維持管理業務委託



産業事業

国内外において米中関係の緊張の高まりやロシアによるウクライナ侵攻の長期化などの地政学的リスクの影響により依然として先行きが不透明な状況が続いており、原材料価格の高騰や為替等の変動、半導体の供給不足などが経済活動に与える影響について留意する必要性がありました。

このような状況の下で当社グループは、化学、鉄鋼、食品分野における設備投資需要や更新需要を取り込むために、国内外における各種プラント設備および乾燥機、分離機、ろ過機、ガスホルダ、攪拌機等の単体機器の営業活動を展開してまいりました。また、環境・エネルギー関連においては、国内外向けに廃液燃焼システム、固形廃棄物焼却設備、排ガス処理設備および持続可能な社会の実現に貢献する二次電池製造関連設備の営業活動を展開してまいりました。

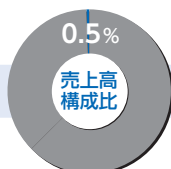
その結果、当連結会計年度における産業事業の受注高は450億59百万円（前期比7.7%増）、売上高は362億60百万円（前期比6.5%増）、営業利益は19億27百万円（前期比6.2%減）となりました。

●受注の主なもの

- ・国内向け電池製造関連設備
- ・海外化学会社向けろ過設備
- ・国内向け化学プラント設備

●売上 of 主なもの（工事進行基準案件を含む）

- ・海外化学会社向けろ過設備
- ・海外向け電池製造関連設備
- ・国内向け廃棄物処理設備工事



その他

主に不動産管理・賃借に関する事業であり、その大半が、市川工場跡地において三井不動産株式会社と共同で開発した物流施設の事業になります。当該物流施設は、2022年度から操業を開始いたしましたが、当連結会計年度についてはフリーレントの影響で営業赤字となりました。収益貢献はフリーレントが解消する2024年3月期からとなります。

当連結会計年度における受注高は4億44百万円（前期比485.7%増）、売上高は4億44百万円（前期比485.7%増）、営業損失は2億94百万円（前期は営業利益29百万円）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は28億93百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

(三進工業株式会社)	
事務所・工場建設	957百万円
(サンエコサーマル株式会社)	
一般廃棄物・産業廃棄物中間処理設備	816百万円

3. 資金調達の状況

当連結会計年度においては、運転資金として、金融機関より短期借入金60億円を調達いたしましたが、期中に返済しております。

なお、当社グループの資金調達の詳細につきましては後掲33頁の10.に記載の「主要な借入先」をご参照ください。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2019年度 第158期	2020年度 第159期	2021年度 第160期	2022年度 (当連結会計年度) 第161期	前期比 増減率
受注高	81,497	95,042	118,612	106,045	10.6%減
売上高	100,333	90,553	93,077	97,778	5.1%増
営業利益	8,051	5,662	5,692	5,004	12.1%減
経常利益	8,459	6,124	6,502	5,649	13.1%減
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,696	958	8,173	4,214	48.4%減
1株当たり当期純利益(円)	130.28	22.04	186.42	96.16	48.4%減
総資産	128,340	144,116	153,574	146,462	4.6%減
純資産	67,356	71,784	80,949	82,688	2.1%増
1株当たり純資産額(円)	1,526.25	1,615.05	1,805.90	1,892.18	4.8%増

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額の算定上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において信託銀行に設定した「月島機械従業員持株会専用信託」が所有する当社株式を含めております。

5. 対処すべき課題

当社グループは、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理、二次電池製造関連設備等の環境・エネルギー関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業と位置付けております。

当社グループは、グループ経営の効率化とガバナンス体制の高度化を推進するため、2023年4月より、持株会社体制に移行いたしました。当社グループの持続的な成長を目指すために、「サステナビリティ経営の推進」「事業領域の拡充とグループ収益力の強化」「資本効率の向上と株主還元の拡充」を基本方針とした中期経営計画（2023年4月～2027年3月）を推進することで、企業価値の向上に取り組んでまいります。

2024年3月期の数値目標については、連結売上高1,300億円、連結営業利益70億円、連結経常利益75億円、親会社株主に帰属する当期純利益44億円を目指してまいります。

当社グループの事業環境に関する今後の景況感につきましては、米中関係の緊張の高まりやロシアによるウクライナ侵攻の長期化などの地政学的リスクの影響、および原材料価格の高騰や為替等の変動、半導体の供給不足などが経済活動に与える影響について留意する必要があります。

国内の上下水道分野は、水インフラ関連の投資は引き続き堅調に推移していくものと推測されますが、中長期的には人口減による市場規模の縮小、および競争の激化等により事業環境が厳しくなることが予想されることから、10月に当社の水環境事業とJFEエンジニアリング株式会社の国内水エンジニアリング事業を統合し、さらなる事業基盤の安定化に取り組んでまいります。

民間の設備投資については回復基調であり、今後はリチウムイオン二次電池などの脱炭素社会に貢献する分野の成長が期待されます。

(1) サステナビリティ経営の推進

当社グループは、持株会社体制の移行に伴い、目指す方向性と存在意義を明確化するため、パーパスとして「環境技術で世界に貢献し未来を創る」を定義いたしました。また、従来の企業理念をグループ企業理念として再定義し、2030年に向けた長期ビジョン「豊かな生活・文化の創造に貢献し、快適でサステナブルな社会を実現する」を新たに制定いたしました。

- ・ パーパス
「環境技術で世界に貢献し未来を創る」
- ・ グループ企業理念
「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します」
「市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します」
「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします」
- ・ 長期ビジョン（2030年）
「豊かな生活・文化の創造に貢献し、快適でサステナブルな社会を実現する」

当社グループは、様々な環境・社会問題の解決を通じステークホルダーの皆様とともに事業の持続的な成長を実現するため、サステナビリティ経営に取り組んでまいります。

働きがいのある職場環境と制度を整備し、ダイバーシティ&インクルージョンを推進し、人材育成に取り組んでまいります。これら取り組みに対応するため、月島ホールディングスの代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。

ガバナンス体制については、持株会社体制の移行に際して、内部統制システムを再構築し、更なる強化に取り組んでまいります。また、取締役の多様性を確保してまいります。

なお、気候変動に関しては、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明し、気候変動がもたらすリスクおよび機会が経営に与える影響を評価いたしました。気候変動を含めた環境課題の解決に取り組み、事業を通じて脱炭素社会へ貢献するため、カーボンニュートラルな資源である下水汚泥のエネルギー活用や、電気自動車などで利用されるリチウムイオン二次電池の材料を製造する設備の拡販を推進してまいります。

(2) 事業領域の拡充とグループ収益力の強化

水環境事業については、2023年10月にJFEエンジニアリング株式会社との国内水エンジニアリング事業の統合を予定しております。両社の経営資源・ノウハウを集約させ、技術・サービスを高度化し、強固な事業基盤を構築することで、国内上下水道分野における強固な地位を確立しリーディングカンパニーを目指してまいります。再生可能エネルギーを生み出す下水汚泥燃料化、消化ガス発電事業や創エネルギー型脱水焼却システムなどの創エネルギー事業に積極的に取り組んでまいります。近年、案件数が増加しているPFI、DBO事業や包括O&M業務などの官民連携事業についても、JFEエンジニアリング株式会社との統合効果により対応力を強化してまいります。

産業事業については、リチウムイオン二次電池の性能を左右する正極材活物質の製造に不可欠な晶析などの微粒子製造技術の強化を図ってまいります。脱炭素技術への取り組みとして、アンモニアなどの次世代エネルギー技術の開発・活用に取り組んでまいります。

両事業に共通する施策として、脱炭素社会に貢献する環境ビジネスや成長性が見込める官民連携事業など付加価値の高い領域を「重点領域」と定義して事業領域をシフトし、2027年3月期は売上高1,600億円、営業利益120億円を目指してまいります。

(3) 資本効率の向上と株主還元の拡充

当社グループは、ROEとROICを新たに経営指標に設定し、資本効率の向上と資本コストを意識した企業価値経営を推進してまいります。また、キャピタルアロケーションを策定し、創出した営業キャッシュ・フローに加え政策保有株式の売却を実施し、通常の設定投資に加えデジタルトランスフォーメーション（DX）や人的資本などの戦略投資、株主還元に配分してまいります。M&Aなどの大規模投資には必要に応じて負債等による調達を活用し最適資本構成を目指します。なお、政策保有株式については継続的な縮減に取り組み、本中期経営計画の期間内で連結純資産の20%以内、金額として30～50億円の売却を目指してまいります。

株主還元につきましては、総還元性向50%以上、配当性向40%以上を目標とし、安定的な配当と継続的な増配に努めるとともに、機動的な自己株式の取得にも取り組んでまいります。

以上の取り組みにより、企業価値の向上に努めてまいります。

6. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

(2023年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
月島テクノメンテサービス株式会社	180百万円	100.0%	上下水道処理設備の運転・保守管理および補修工事、工業製品の販売、環境設備に関連する機器・備品の販売
サンエコサーマル株式会社	91百万円	100.0%	一般廃棄物、産業廃棄物の中間処理（焼却）、太陽光発電
月島環境エンジニアリング株式会社	455百万円	100.0%	環境改善および各種化学工業用・一般産業用装置、機器の設計、製造、修理、販売
寒川ウォーターサービス株式会社	50百万円	※55.0%	寒川浄水場排水処理施設における、排水処理施設および濃縮施設の維持・管理、浄水発生土に関する再生利用
月島マシンセールス株式会社	20百万円	100.0%	機械装置および機器類の設計、製造、修理、販売、各種装置・設備の据付配管等の工事
月島ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	大型図面・各種書類等の印刷・製本、事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸
テーエスケーエンジニアリング (タイランド) Co., Ltd.	20,000 千バーツ	49.0%	化学・樹脂・食品工業等におけるプラント建設工事の設計、調達、製作・据付、メンテナンス
月島機械(北京)有限公司	15,995 千人民元	100.0%	各種機械設備の販売、調達(輸出入)、設計、据付、試運転、部品販売を含むメンテナンス、技術サービス
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	20百万円	100.0%	酸回収装置等の化学機械装置の設計、製造、施工
BOKELA有限会社	200千ユーロ	100.0%	各種ろ過機の設計、製造、修理、販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
尾張ウォーター&エナジー株式会社	50百万円	※60.0%	犬山浄水場はじめ2浄水場の排水処理および常用発電等施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
三進工業株式会社	50百万円	※100.0%	圧力容器、塔・槽類、熱交換器、鉄骨および一般製缶物の製作、清掃施設工事、機械器具設置工事等
プライミクス株式会社	80百万円	※100.0%	攪拌機、乳化機、分散機、混練機的设计・製造・販売等
株式会社バイオコール京都鳥羽	20百万円	※100.0%	鳥羽水環境保全センターにおける下水汚泥固形燃料化施設の運営・維持管理、下水汚泥固形燃料の有効利用
横浜西谷ウォーターサービス株式会社	50百万円	※80.0%	西谷浄水場排水処理施設の整備、運営・維持管理、浄水発生土の有効利用
武蔵野環境整備株式会社	20百万円	※100.0%	下水道施設の維持管理、薬品・消臭剤の販売等

- (注) 1. ※印の議決権比率は、子会社が有する議決権を含めて計算しております。
 2. テーエスケーエンジニアリング(タイランド) Co., Ltd.については、当社による議決権比率は100分の50以下ではありませんが、実質的に支配しているため、子会社としております。
 3. 当連結会計年度より、重要性が増した横浜西谷ウォーターサービス株式会社および武蔵野環境整備株式会社を連結の範囲に含めております。

(3) 重要な契約の状況

当社は、2023年4月からの持株会社体制に向けて、2022年4月28日付で月島水エンジニアリング分割準備株式会社および月島マシンセールス株式会社との間で吸収分割契約を締結しております。各吸収分割契約については、2022年6月24日開催の当社第160回定時株主総会において承認されており、2023年4月1日付で組織再編を実行いたしました。なお、商号については、2023年4月1日付で当社は「月島ホールディングス株式会社」、月島水エンジニアリング分割準備株式会社は「月島アクアソリューション株式会社」（2023年10月1日に月島JFEアクアソリューション株式会社に商号変更予定）、月島マシンセールス株式会社は「月島機械株式会社」に変更しております。

また、2022年12月5日開催の臨時取締役会において、2023年10月1日（予定）を効力発生日として当社の水環境事業とJFEエンジニアリング株式会社の国内水エンジニアリング事業の統合を複数の吸収分割の方法によって実施することを決議し、両社の間で合併契約書を締結いたしました。

7. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社33社および関連会社12社で構成され、上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と、化学、鉄鋼、食品等の産業用設備および廃液や固形廃棄物処理、二次電池製造関連設備等の環境・エネルギー関連設備を主要マーケットとする産業事業の2つを主たる事業と位置付けており、それら以外の事業をその他としておりますが、その主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
水環境事業	<ol style="list-style-type: none">1) 浄水場・下水処理場等プラントの設計・建設2) 上記プラントに使用される脱水機、乾燥機、焼却炉等各種単体機器の設計・製造・販売3) 浄水場・下水処理場におけるPFI、DBOなどのPPP事業、下水処理場における消化ガス発電事業4) 浄水場・下水処理場設備の運転・維持管理・補修およびこれらに付随する業務5) 一般・産業廃棄物処理事業
産業事業	<ol style="list-style-type: none">1) 化学、鉄鋼、食品および廃液・固形廃棄物処理、二次電池製造関連設備等のプラントの設計・建設・補修工事2) 上記プラントに使用される晶析装置、ろ過機、遠心分離機、乾燥機、ガスホルダ、酸回収装置、攪拌機等の各種単体機器の設計・製造・販売
その他	<ol style="list-style-type: none">1) 物流施設・事務所ビル・駐車場等の不動産管理・賃貸2) 大型図面・各種書類等の印刷・製本

8. 主要な事業所および工場 (2023年3月31日現在)

会社名	拠 点	所在地
月島機械株式会社	本社	東京都中央区晴海三丁目5番1号
	支社	東京都中央区、大阪市中央区
	支店・営業所	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、 広島市、福岡市、浦添市
	工場	北海道室蘭市
	R&Dセンター	千葉県八千代市
	駐在員事務所	ハノイ (ベトナム)、ジャカルタ (インドネシア)、 ムンバイ (インド)、カールスルーエ (ドイツ)
月島テクノメンテサービズ株式会社	本社	東京都江東区
	支社	東京都江東区、大阪市中央区
	支店・営業所	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、 名古屋市、京都市、福岡市
工場	秋田県大館市	
サンエコサーマル株式会社	本社	栃木県鹿沼市
月島環境エンジニアリング株式会社	本社	東京都中央区
寒川ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県高座郡寒川町
月島マシンセールス株式会社	本社	東京都中央区
月島ビジネスサポート株式会社	本社	東京都中央区
テーエスケーエンジニアリング (タイランド)Co., Ltd.	本社	バンコク (タイ)
月島機械(北京)有限公司	本社	北京 (中華人民共和国)
大同ケミカルエンジニアリング株式会社	本社	大阪市北区
BOKELA有限会社	本社	カールスルーエ (ドイツ)
尾張ウォーター&エナジー株式会社	本社	愛知県名古屋市
三進工業株式会社	本社	神奈川県川崎市
プライミクス株式会社	本社	兵庫県淡路市
株式会社バイオコール京都鳥羽	本社	京都府京都市
横浜西谷ウォーターサービス株式会社	本社	神奈川県横浜市
武蔵野環境整備株式会社	本社	埼玉県さいたま市

9. 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 企業集団の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減数
水環境事業	1,991名	103名増
産業事業	777名	29名減
その他	7名	1名減
全社 (共通)	64名	1名増
合 計	2,839名	74名増

(注) 使用人数は、就業人員であります。

(2) 当社の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
593名	12名減	43.8歳	15.2年

(注) 使用人数は、就業人員であります。

10. 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	6,442百万円
株式会社埼玉りそな銀行	2,699百万円
株式会社三井住友銀行	1,824百万円

(注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。
2. 当社グループの借入金は、主に買収資金、運転資金および設備資金としての借入金とPFI事業のためのプロジェクトファイナンスでの借入金であります。

11. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 180,000,000株
2. 発行済株式の総数 45,625,800株
3. 株主数 5,791名
4. 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,564	8.07
株式会社日本製鋼所	2,476	5.61
大同生命保険株式会社	2,115	4.79
太陽生命保険株式会社	1,885	4.27
東京センチュリー株式会社	1,757	3.98
月島機械従業員持株会	1,704	3.86
月島機械取引先持株会	1,515	3.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,378	3.12
GOVERNMENT OF NORWAY	1,252	2.83
野村信託銀行株式会社 (月島機械従業員持株会専用信託口)	1,236	2.80

(注) 持株比率は自己株式1,486,918株を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、後掲6.(1)に記載の「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分」のとおりであり、また、会社役員への交付状況は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	67,003株	5名

6. その他株式に関する重要な事項

(1) 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

当社は、2022年6月24日開催の取締役会において、以下のとおり譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分を決議し、2022年7月21日に処分いたしました。

- | | | | |
|------------------|---|----------|---------|
| ① 処分期日： | 2022年7月21日 | | |
| ② 処分する株式の種類および数： | 当社普通株式 | 118,937株 | |
| ③ 処分価格： | 1株につき | 865円 | |
| ④ 処分総額： | 102百万円 | | |
| ⑤ 処分先およびその人数 | 当社の取締役（社外取締役を除く） | 5名 | 67,003株 |
| ならびに処分株式の数： | 当社の執行役員 | 11名 | 26,744株 |
| | 当社子会社の取締役の一部 | 22名 | 25,190株 |
| ⑥ 譲渡制限期間： | 2022年7月21日～2052年7月20日 | | |
| ⑦ その他： | その他譲渡制限付株式報酬の内容は、後掲42頁【4】会社役員に関する事項】の6.(6)に記載の「非金銭報酬等に関する事項」をご参照ください。 | | |

(2) 信託型従業員持株インセンティブ・プランの再導入

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生への拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下、「本インセンティブ・プラン」といいます。）を2023年1月26日に再導入いたしました。

本インセンティブ・プランは、当社が信託銀行に「月島機械従業員持株会専用信託」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、設定後3年間にわたり「月島機械従業員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却するものであり、E-Ship信託は当社株式を取得するため、当社保証による銀行借入を行っております。

当事業年度末にE-Ship信託が所有する当社株式数は1,236,000株であり、前掲34頁4.に記載の「大株主の状況」における自己株式に含めておりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田和彦	
代表取締役社長 (社長執行役員)	福沢義之	
代表取締役 (専務執行役員)	鷹取啓太	社長特命担当 (水環境事業統合委員長)
代表取締役 (専務執行役員)	川崎 淳	国内グループ会社業績管理、グループものづくり改革、グループ企業倫理、 関連会社統括室担当 プライミクス株式会社代表取締役会長 月島環境エンジニアリング株式会社代表取締役会長
取締役 (常務執行役員)	高野 亨	経営統括本部長 経営統括本部財務部・総務人事部・情報システム部・法務部担当 経営統括本部財務部長
取締役	間塚道義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役 株式会社アマダ社外取締役
取締役	勝山憲夫	
取締役	増田暢也	弁護士 (増田法律事務所代表)
常勤監査役	牧 虎彦	
常勤監査役	吉加 訓	
監査役	尾内正道	公認会計士 (尾内公認会計士事務所代表)、税理士
監査役	塚野英博	日本電信電話株式会社IOWN総合イノベーションセンタ長 電気興業株式会社社外取締役 共立ホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役間塚道義、勝山憲夫および増田暢也の3氏は社外取締役であります。
2. 監査役吉加訓、尾内正道および塚野英博の3氏は社外監査役であります。
3. 監査役吉加訓氏は新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）の堺製鐵所総務部経理・業務室長を務め、また、監査役塚野英博氏は富士通株式会社の代表取締役副社長CFOを歴任するなど、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役尾内正道氏は公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、高度な専門知識を有するものであります。
4. 社外取締役および社外監査役の全員は当社が定めた「独立社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 責任限定契約の内容と概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 会社の役員等賠償責任保険に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

(2) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその役員等としての職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 当事業年度中の取締役および監査役の異動

(1) 就任

- ・2022年6月24日開催の第160回定時株主総会において、高野亨、増田暢也の両氏は取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 退任

- ・2022年6月24日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって、取締役の藤田直哉、小田木毅の両氏は任期満了によりそれぞれ退任いたしました。

5. 当事業年度後の代表取締役の異動ならびに取締役の地位・担当の異動（2023年4月1日付）

氏名	異動後	異動前
川崎 淳	代表取締役社長社長執行役員 プライミクス株式会社代表取締役会長	代表取締役専務執行役員 国内グループ会社業績管理、 グループものづくり改革、 グループ企業倫理、 関連会社統括室担当 プライミクス株式会社代表取締役会長 月島環境エンジニアリング株式会社 代表取締役会長
高野 亨	取締役専務執行役員 最高財務責任者（CFO） 海外グループ会社業績管理担当	取締役常務執行役員 経営統括本部長 経営統括本部財務部、総務人事部、 情報システム部、法務部担当 経営統括本部財務部長
福沢 義之	取締役 月島機械株式会社 代表取締役社長社長執行役員	代表取締役社長社長執行役員
鷹取 啓太	取締役 月島アクアソリューション株式会社 代表取締役社長社長執行役員	代表取締役専務執行役員 社長特命担当（水環境事業統合 委員長）

6. 取締役および監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）について、独立社外取締役が委員長を務める指名報酬諮問委員会において原案を審議した上で取締役会の決議により定めており、2023年2月24日の取締役会決議において、決定方針を一部変更しております（主に、業績連動報酬等における目標となる業績指標を、変更前の連結営業利益より、連結営業利益および連結当期純利益に変更しております。また、取締役の個人別の報酬額の内容の決定について、変更前は、業績連動報酬のうち、前事業年度の実績に対する個人別の業績貢献度合い等の評価に関してのみ、代表取締役会長が委任を受け決定する方針としておりましたが、変更後は、取締役の個人別の報酬額の決定について、取締役会から代表取締役会長が委任を受け決定できる方針としております。以下、変更前の決定方針を「変更前決定方針」、変更後の決定方針を「変更後決定方針」といいます。）。なお、当該事業年度における報酬等は、変更前決定方針に基づいて支給しております。

変更後決定方針の概要としましては、当社の取締役の報酬は、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案しつつ、業績の向上および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを考慮した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位・職責および業績への貢献度合いに応じた適正な水準とすることを基本方針として、社外取締役を除く取締役の報酬については、役位に応じた固定報酬および譲渡制限付株式報酬のほか、中期経営計画を目標とした業績およびその達成度合いを勘案して決定される業績連動報酬から構成されるものとし、監督機能を担う社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみとするものであります。

取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業等の報酬水準を踏まえて設定しております。

取締役の個人別の報酬等の額および報酬等の構成割合の決定について、取締役会は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で、代表取締役会長に委任しております。代表取締役会長による個人別の報酬等の額の決定に当たっては、決定方針との整合性や公正性を確保するため、指名報酬諮問委員会における審議を受けるものとしております。指名報酬諮問委員会においては、役位に応じた固定報酬および譲渡制限付株式報酬の額、および連結営業利益と連結当期純利益を指標とする業績連動報酬の額ならびに個人別評価の妥当性を検証し、最終的な個人別の報酬等の額および報酬等の構成割合を代表取締役会長に答申し、代表取締役会長は指名報酬諮問委員会による答申を最大限尊重することとしております。取締役会は、最終決定の内容が、決定方針に沿うものであると判断しており、判断を行うに際しては指名報酬諮問委員会より審議の概要について報告を受けた上で、取締役報酬の額について決定することとしております。なお、監査役は、独立性の観点から固定報酬のみとし、各監査役の職務内容に応じて、監査役の協議により決定しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2011年6月29日開催の第149回定時株主総会において年額4億4,000万円以内（うち、社外取締役年額3,000万円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は3名）です。また、2022年6月24日開催の第160回定時株主総会において、取締役の金銭報酬額（社外取締役の報酬額も含む。）は年額4億4,000万円以内と変更せず、社外取締役の金銭報酬枠を、年額3,000万円以内から年額7,000万円以内に改定する旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役3名）です。

さらに、当該報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第157回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を付与対象者として、株式報酬の額を年額8,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、株式数の上限を年93,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第147回定時株主総会において年額6,300万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の報酬等につきまして、当社においては、変更前決定方針に基づき、業績連動報酬のうち、前事業年度の実績に対する個人別の業績貢献度合い等の評価に関して、取締役会より委任を受けた代表取締役会長山田和彦が決定しております。なお、代表取締役会長に委任された当該権限の範囲は、当事業年度の連結営業利益の計画値を基準に前事業年度の計画達成度合いを勘案して算出された業績連動報酬の額に対して相応の範囲としております。

かかる権限を委任した理由は、当社の経営全般を俯瞰できる立場にある代表取締役会長が、個人別の業績目標の達成状況や各施策の実行状況等について最も適切に評価できるものと判断しているためであります。

当社においては、上記の権限が適切に行使されるよう、代表取締役会長は、個人別の業績貢献度合い等の評価を決定するにあたり、必要に応じて代表取締役社長と協議の上、指名報酬諮問委員会の審議を受けなければならないものとしております。

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		基本報酬		株式報酬	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役	372	213	101	56	10
(うち、社外取締役)	(37)	(37)	(-)	(-)	(4)
監査役	55	55	-	-	4
(うち、社外監査役)	(38)	(38)	(-)	(-)	(3)
合 計	428	269	101	56	14
	(76)	(76)	(-)	(-)	(7)

(注) 支給人員には、当事業年度中に退任した取締役2名が含まれております。

(5) 業績連動報酬等に関する事項

当事業年度に係る業績連動報酬は、変更前決定方針に基づき、中期経営計画を目標とした業績およびその達成度合いを勘案して決定されております。具体的には、当該年度の連結営業利益の計画値を基準としつつ、前事業年度の計画達成度合いを勘案して算出された額に対し、業績貢献度合いを勘案した上で、月例報酬として支給しております。

目標となる業績指標には連結営業利益を採用しております。その理由は、連結営業利益が当社グループ全体の本業の利益水準を示すものであり、総合的に企業価値向上への貢献度合いを評価できるものとして中期経営計画の基本となる指標であるためです。

当事業年度を含む連結営業利益の推移は、前掲25頁「[1](#)企業集団の現況に関する事項」の4.に記載の「財産および損益の状況の推移」をご参照ください。

(6) 非金銭報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く当社取締役に対して非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬を支給しております。

譲渡制限付株式は、毎年、定時株主総会閉会后一定の時期に、役位に応じて支給される金銭報酬債権の全部が現物出資財産として払込まれることにより支給されます。譲渡制限期間は、3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とし、譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他正当な理由がある場合を除き、当社は割り当てた株式を無償で取得いたします。なお、退任につき上記の正当な理由がある場合は、譲渡制限を解除する株式の数および解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとし、当該譲渡制限の解除の直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない株式については、当社が無償で取得いたします。

当該株式報酬の交付状況は、前掲35頁「2 会社の株式に関する事項」の5.に記載の「当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」をご参照ください。

7. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況および他の兼職先との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役	間塚道義	日本コンクリート工業株式会社社外取締役 株式会社アマダ社外取締役
	増田暢也	弁護士（増田法律事務所代表）
監査役	尾内正道	公認会計士（尾内公認会計士事務所代表）、税理士
	塚野英博	日本電信電話株式会社IOWN総合イノベーションセンタ長 電気興業株式会社社外取締役 共立ホールディングス株式会社社外取締役

(注) 当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	間塚道義	社外取締役である同氏には、企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べるとともに、同委員会を指揮・運営しております。
社外取締役	勝山憲夫	社外取締役である同氏には、企業経営に関する高い見識からの適切な助言を期待しております。同氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べております。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	増田 暢也	社外取締役である同氏には、高度の法律知識、組織運営全般に関する経験、知見からの適切な助言を期待しております。同氏は、2022年6月24日の就任後に開催された取締役会9回すべてに出席し、長年にわたる法曹界での豊富な経験と知見をもとに意思決定にかかわる重要な意見を述べるとともに、当社グループの経営に関し有益な指摘や重要な助言を行っております。
社外監査役	吉加 訓	当事業年度に開催された取締役会13回、および監査役会11回すべてに出席し、業務執行の監査、および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見ならびに財務、および会計に関する専門的な見地から、当社グループの意思決定の相当性を確保する提言を行っております。
社外監査役	尾内 正道	当事業年度に開催された取締役会13回、および監査役会11回すべてに出席し、業務執行の監査、および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、公認会計士、および税理士として専門的な見地から、当社グループの意思決定の相当性を確保する提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、役員選任や報酬制度に関して客観的・中立的な立場から意見を述べております。
社外監査役	塚野 英博	当事業年度に開催された取締役会13回、および監査役会11回すべてに出席し、業務執行の監査、および経営事項に関する公正な監査意見を述べるとともに、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見ならびに財務および会計に関する専門的な見地から、当社グループの意思決定の相当性を確保する提言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

井上監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

33百万円

(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額は合計金額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 会社の体制および方針

当社は、持株会社体制の移行に伴い、持株会社体制移行後の持株会社と事業会社の役割を明確化するために、当社取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり制定しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

月島ホールディングスは、当社および子会社のすべてにわたる業務の適正を確保するために、次の体制を徹底いたします。

1. 当社および子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため、当社は「月島ホールディングスグループパーパス」および「月島ホールディングスグループ企業理念」を定める。また当社は「月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの5つの約束」および「月島ホールディングスグループ企業行動基準」を定め、当社および子会社の役職員全員が遵守する。

[月島ホールディングスグループパーパス]

環境技術で世界に貢献し未来を創る

[月島ホールディングスグループ企業理念]

1. 最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献します
1. 市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供します
1. 創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざします

[月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの5つの約束]

1. 健全で誠実な企業グループであり続けます
2. 法令を遵守し倫理にもとづき行動します
3. 技術・サービスで地球環境をまもり社会に貢献します
4. 人権を尊重します
5. 安全で働きがいのある職場環境をつくります

- (2) 当社は、当社の「取締役会」が、取締役の職務執行についてすべてを掌握し、かつ経営判断とその判断に基づく迅速な執行を行うために、職務の執行にあたる取締役は執行役員等を兼務することとし、一方において社外取締役が独立した立場から、業務執行の監督および牽制を効果的に実施する。
- (3) 当社は、当社および子会社の経営に関する重要事項について、社内規程に基づき、執行権を有する取締役から成る「経営会議」（原則毎週開催）で審議・承認、報告・了承する。なお、当該付議事項の内、職務権限規程において取締役会付議事項とされたものおよび当社または子会社の経営に重大な影響を与える事項については、取締役会で審議・承認、報告・了承する。
- (4) 当社および子会社は、経営会議および取締役会での決定に基づく業務執行に際し、業務分掌、権限規程等に基づき、責任者、業務執行手続きを明確化する。
- (5) 当社および子会社は、「月島ホールディングスグループ企業行動指針－私たちの5つの約束」を具体化するために、「月島ホールディングスグループ企業行動基準」および各種「社内規程」（例えば、個人情報保護基本規程、営業秘密等管理規程、独占禁止法遵守プログラム、インサイダー取引防止規程等）にその詳細を定める。
- (6) 当社は、これらの規程の実効性を担保するために、当社代表取締役社長を委員長とした「月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会」を組織し、コンプライアンス委員会担当役員を同委員会の副委員長に任命して、当社および子会社への周知徹底を図る。さらに内部監査部門を組織し、また、「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」を設け、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努め、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を「月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプライン」の受信者として任命する。
- (7) 当社および子会社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「月島ホールディングスグループ企業行動基準」の中に反社会的勢力への対応に関する当社の基本姿勢および社員の心構えとなすべき事項について規定し、これに基づいて、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
- (8) 以上の実施状況を検証するため、当社の内部監査部門は規程に基づき「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役の職務の執行に係る情報を「文書管理規程」に基づき、保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書等を常時閲覧できる体制をとる。
- (2) これらの情報は、電磁的記録または文書により最短で10年間保存しており、今後も必要に応じて記録方法の見直しを図る。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社および子会社の損失の危険の管理を行うため、「月島ホールディングスグループリスクマネジメント規程」を定め、有事に際しては取締役により構成される「危機管理委員会」が、子会社を統括して危機管理にあたる。危機管理委員会はその常設機関として総務部門等関連部門より構成される「危機管理委員会事務局」を設置し、危機管理に必要な活動を行う。平時においてはコンプライアンス推進部門にてリスク分析やリスク関連情報の収集、管理を行い、必要に応じ経営に報告する。
- (2) 大規模災害等、当社および子会社の経営全般に重大な影響を与える事態が発生した場合は、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を組織し、損害、影響等を最小限にする体制を立ち上げ、その対応にあたる。
- (3) 当社および子会社は、「各種マニュアル」（例えば、防災ハンドブック、地震防災マニュアル、緊急事態連絡マニュアル等）に危機対応の詳細を定め、緊急時における迅速な対応を図る。
- (4) 情報セキュリティに関する事件や事故の発生を防止するために「情報セキュリティ基本規程」および「情報セキュリティ対策基準」を定め、それに基づく人的側面と情報システム面の両面からの情報セキュリティ対策を実施する。人的側面においては従業員教育や情報セキュリティに対する考え方の周知・徹底など啓蒙活動を推進すると共に、システム面においては、常にセキュリティ対策を最新にすべく継続的な改善・向上を図ることで、リスクの最小化に努める。

4. 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、各事業本部、部門の具体的な目標を設定し、これらを毎月レビューすることにより目標達成の確度を高め業務の効率性を確保する。
- (2) 当社および子会社は、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程により各役職の職務と権限を明確にし、職務執行を分担する。

5. 財務報告に係る内部統制の評価および監査を確保するための体制

当社は、金融商品取引法により2008年4月1日に開始された事業年度から適用されている「財務報告に係る内部統制の経営者による評価および公認会計士等による監査」に対応し、当社および連結子会社の社内体制を整え社外専門家のアドバイスを心得、金融商品取引法および関連するガイドラインに従って、全社的レベルと主要業務プロセスレベルにおける内部統制の整備状況を把握し、有効性の評価を行い、不備がある場

合はこれを是正し、内部統制報告書を作成して監査法人による監査を受ける。

6. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社および子会社は、自社の業務の適正を確保することを目的として、事業部門(第1線)、管理部門(第2線)、内部監査部門(第3線)から成る3線ディフェンス体制を構築し、ガバナンス・リスクマネジメント体制を整備する。また、子会社の取締役を「コンプライアンス責任者」に任命して、自社に対して「月島ホールディングスグループ企業行動基準」の指導等を行わせるとともに、「月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会」の構成員とすることで、企業集団における業務の適正を確保する体制を整備する。
- (2) 当社および子会社は、業務の適正を確保するため、中期経営計画、これに基づく年次計画および具体的な目標を設定する。当社は子会社の当該目標の達成を、四半期毎の「定期経営報告会」でレビューすることにより目標達成の確度を高め、業務の効率性を確保する。
- (3) 当社は、子会社の経営について、各社の自主性を尊重しつつ、「月島ホールディングスグループ会社管理規程」に基づき子会社からの定期的な報告と、重要事項については事前了解をとることを求める。上記に関して子会社の活動を把握し、適正に指導するために「月島ホールディングスグループコンプライアンス委員会」を組織し、同委員会を中心としたコンプライアンス体制を構築する。
- (4) 上記に加え、子会社に「取締役・監査役」を派遣する。また、当社内部監査部門による「内部監査」を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役からの補助者に関する要請があれば、当該使用人の人事および取締役からの独立性に関して、取締役と監査役との間で事前協議を行い、監査役を補助する使用人を配置する体制を整える。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は監査役の指揮命令のもと、取締役の指揮命令から独立して補助業務にあたる。

9. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役がその職務執行において必要な情報は「取締役および使用人が監査役に報告すべき事項」として定め、監査役に必要な情報を報告する。さらに、業務執行上の意思決定に関する重要な会議への監査役の出席の機会を確保し、また監査役に対する定期報告および重要書類を回付する体制を整える。
- (2) 当社の監査役は、当社代表取締役会長・社長、監査法人と定期的に「意見交換会」を開催する。
- (3) 当社および子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(4) 当社の内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。また、当社のコンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、月島ホールディングスグループ企業倫理ヘルプラインによる内部通報等の状況について定期的に当社の監査役に報告を行う。

10. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨、当社および子会社の役職員に周知する。

11. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役が職務の執行について生ずる費用等を処理するために、毎年、一定額の予算を設ける。また、一定額の予算を超えて当社の監査役が当社に対し費用の前払等の請求を行った場合は、審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。

12. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、監査役監査として、不祥事を事前に防止し、遵法、リスク管理、内部統制等業務監査に重点を置いた監査を実施する。
- (2) 当社の監査役会は、当社の取締役会への牽制と独立性を保つため、企業活動に関する見識と経験が豊富な他社役員、役員経験者および弁護士、公認会計士等の有資格者、学識経験者あるいはこれに準ずる者から社外監査役を起用する。

内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

1. コンプライアンスに対する取組みの状況

(1) 組織・体制に関する取組みの状況

当社および子会社では、事業本部(第1線)、管理部門(第2線)、内部監査部門(第3線)から成る3線ディフェンス体制を整備、運用しております。また、当社代表取締役社長(委員長)、グループ企業倫理担当取締役(副委員長)、各子会社のコンプライアンス責任者(メンバー)等から成る月島機械グループコンプライアンス委員会にてコンプライアンスの運用状況をモニタリングし、必要に応じて是正・改善を行うことで、実効性を高めております。特に重要性の高い子会社に関しては、内部監査部門、常勤監査役を設置する等、体制の強化を図っております。このような取組みの一方で、当社および子会社の全役職員が利用できる内部通報制度として、「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」を設置しております。内部通報制度においては、相談・通報者が不利益を受けない旨を運営規程に明記するとともに、当社内および内部通報受付専門会社の相談・通報窓口に加えて、社外の弁護士および当社常勤監査役を受信者として任命し、全役職員に「企業倫理ヘルプライン利用カード」を配布して周知徹底を図り、法令、定款に適合しない行為の未然防止、早期発見に努めております。

(2) 規程・ルールに関する取組みの状況

企業理念を実現するための行動のあり方を「月島機械グループ企業行動指針－私たちの5つの約束」として、また、同指針に基づく具体的な一人ひとりの行動のよりどころを「月島機械グループ企業行動基準」として定めております。また、当社グループにかかる諸規程を定め、当社および子会社に示達するとともに教育を実施し、コンプライアンスの浸透を図っております。

(3) 教育に関する取組みの状況

毎年10月を月島機械グループ企業倫理月間とし、コンプライアンスに関する各種啓発活動を実施するとともに、当社および子会社の階層別研修にコンプライアンス教育を組み込み、社内研修、eラーニング等により、コンプライアンス意識の組織への浸透を図っております。

2. 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取組みの状況

当社の取締役会は社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は当事業年度においては13回開催し、取締役および監査役は審議事項について活発な意見交換を行い、意思決定および監督の実効性の確保を図っております。

なお、取締役会の実効性については、取締役、監査役に対して実施したアンケート結果に基づき、分析、評価を行っております。

また、中期経営計画およびこれに基づく年次計画を定め、月次で状況を確認・検証し、必要に応じて対策案を立案し実行に移しております。取締役会の決定事項については、職務権限規程に基づき、担当の各役職の職務と権限を明確にし、組織的かつ効率的にその執行を図っております。

3. 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社および子会社の事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクに関して「月島機械グループリスクマネジメント規程」を定め、「危機管理委員会」を主体に対応を図っております。

また、緊急時における迅速な対応を図るため、各種マニュアル(防災ハンドブック、緊急事態連絡マニュアル等)に危機対応の詳細を定め、周知徹底を図っております。

4. 当社および子会社における業務の適正性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任することにより、子会社の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われているかを監督しております。

子会社の経営管理につきましては、当社の関連会社統括部門で子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社は当社の「月島機械グループ会社管理規程」に基づき、重要事項について、当社の主管部門に対し、事前の承認申請および定期的な報告を行っております。また当社は、四半期毎に「グループ進捗審議会」を開催し、子会社の中期経営計画に基づく年次計画の進捗状況を確認しております。

また、内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の取締役会および監査役会に報告しております。

5. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況

当社の監査役会は常勤監査役2名を含む監査役4名で構成され、当事業年度においては監査役会を11回開催し、監査に関する事項についての協議、決議を行っております。また、それらに必要な費用の予算化も図られております。職務の執行に際しては、内部監査部門が監査役会事務局として執行の補助を行う体制をとっております。

常勤監査役は、当社代表取締役会長・社長、会計監査人と定期的に意見交換を行い、取締役会、経営会議、予算委員会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況の監査を実施するとともに、内部統制システムの整備およびその運用状況を確認しております。

また、内部監査部門は、当社および子会社の内部監査の状況について定期的に監査役に報告しております。一方、コンプライアンス推進部門は、コンプライアンス、「月島機械グループ企業倫理ヘルプライン」による内部通報等の状況について定期的に監査役に報告すると同時に、当社および子会社の役職員が監査役に報告を行ったことに伴って不利な取り扱いを受けることのないように、周知徹底を図っております。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資、連結配当性向等を総合的に勘案しながら、安定配当に努めることを利益配分の基本方針としております。

2023年4月からの中期経営計画期間（2023年4月～2027年3月）におきましては、事業計画に基づくキャピタルアロケーションを策定し、営業キャッシュ・フローと投資有価証券等の資産売却額を原資に、企業価値向上のための投資や株主還元を実施することとしております。なお、M&A等の大型新規投資については、原則外部調達を実施いたします。

中期経営計画における株主還元の水準といたしましては、総還元性向50%以上、配当性向40%以上を目標とし、安定的な配当と継続的な増配に努めるとともに、機動的な自己株式の取得にも取り組んでまいります。

なお、当社は、機動的な配当政策および資本政策の遂行を図るため、剰余金の配当、自己株式の取得等を株主総会のほか、取締役会の決議により行うことができる体制を整えております。

当事業年度の期末配当につきましては、本年3月23日開催の取締役会において1株当たり5円の増配と5円の記念配当を実施することを決議し、5月25日開催の取締役会において1株当たりの期末配当を25円と決定いたしました。これにより当事業年度の配当額は、中間配当金、記念配当を含め1株当たり40円となります。

-
- (注) 1. 事業報告の記載金額は、単位未満切り捨てにより表示しております。
2. 事業報告の千株単位の記載株式は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	74,347
現金及び預金	23,264
受取手形	289
電子記録債権	1,547
売掛金	25,370
契約資産	16,526
商品及び製品	199
仕掛品	2,908
原材料及び貯蔵品	506
その他	3,923
貸倒引当金	△191
固定資産	72,114
有形固定資産	46,666
建物及び構築物	24,783
機械装置及び運搬具	9,757
土地	7,981
リース資産	1,061
建設仮勘定	2,589
その他	493
無形固定資産	1,770
のれん	845
その他	925
投資その他の資産	23,676
投資有価証券	19,005
長期貸付金	204
繰延税金資産	2,422
その他	2,915
貸倒引当金	△870
繰延資産	0
資産合計	146,462

科目	金額
負債の部	
流動負債	37,241
支払手形及び買掛金	13,341
電子記録債務	5,890
1年内償還予定の社債	100
短期借入金	50
1年内返済予定の長期借入金	2,927
リース債務	302
未払法人税等	675
契約負債	3,917
賞与引当金	2,954
完成工事補償引当金	859
工事損失引当金	861
その他	5,360
固定負債	26,532
社債	5,000
長期借入金	10,459
リース債務	251
繰延税金負債	2,953
役員退職慰労引当金	430
退職給付に係る負債	5,011
資産除去債務	842
その他	1,582
負債合計	63,773
純資産の部	
株主資本	76,319
資本金	6,646
資本剰余金	5,608
利益剰余金	66,505
自己株式	△2,441
その他の包括利益累計額	4,860
その他有価証券評価差額金	4,923
繰延ヘッジ損益	△0
為替換算調整勘定	△87
退職給付に係る調整累計額	25
非支配株主持分	1,508
純資産合計	82,688
負債純資産合計	146,462

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		97,778
売上原価		77,993
売上総利益		19,785
販売費及び一般管理費		14,780
営業利益		5,004
営業外収益		
受取利息	66	
受取配当金	468	
為替差益	109	
その他	274	919
営業外費用		
支払利息	118	
持分法による投資損失	38	
匿名組合投資損失	54	
その他	62	274
経常利益		5,649
特別利益		
補助金収入	78	
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	150	230
特別損失		
解体撤去費用	36	
移転費用	84	
固定資産除売却損	159	
投資有価証券売却損	139	419
税金等調整前当期純利益		5,460
法人税、住民税及び事業税	1,364	
法人税等調整額	△77	1,287
当期純利益		4,173
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△41
親会社株主に帰属する当期純利益		4,214

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	812	8,232
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,367	△2,817
財務活動によるキャッシュ・フロー	△628	△11,564
現金及び現金同等物に係る換算差額	97	307
現金及び現金同等物の増減額	△5,086	△5,841
現金及び現金同等物の期首残高	33,870	28,795
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	11	45
現金及び現金同等物の期末残高	28,795	22,998

○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は、82億32百万円となりました（前連結会計年度は8億12百万円の獲得）。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上54億60百万円および仕入債務の増加額16億87百万円等の増加要因があったことによるものです。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果使用した資金は、28億17百万円となりました（前連結会計年度は53億67百万円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出20億65百万円や子会社株式の取得による支出4億1百万円等の減少要因があったことによるものです。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の使用した資金は、115億64百万円となりました（前連結会計年度は6億28百万円の支出）。これは主に、短期借入金の純減少額60億円、長期借入金の返済による支出37億91百万円や信託型従業員持株インセンティブ・プランの再導入に伴う自己株式の取得による支出12億97百万円等の減少要因があったことによるものです。

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	39,458
現金及び預金	13,138
受取手形	177
電子記録債権	181
売掛金	7,597
契約資産	13,701
仕掛品	1,152
原材料及び貯蔵品	53
未収入金	2,133
短期貸付金	918
その他	501
貸倒引当金	△98
固定資産	72,231
有形固定資産	29,524
建物	17,086
構築物	638
機械及び装置	5,266
車両運搬具	3
工具器具備品	266
土地	5,129
リース資産	924
建設仮勘定	209
無形固定資産	812
ソフトウェア	414
その他	398
投資その他の資産	41,894
投資有価証券	17,390
関係会社株式	11,196
関係会社出資金	143
長期貸付金	12,015
その他	2,017
貸倒引当金	△867
資産合計	111,689

科目	金額
負債の部	
流動負債	26,877
買掛金	7,718
電子記録債務	1,669
1年内返済予定の長期借入金	2,436
リース債務	255
未払金	1,563
未払費用	215
未払法人税等	53
契約負債	1,844
預り金	9,779
賞与引当金	678
完成工事補償引当金	338
工事損失引当金	175
その他	148
固定負債	18,910
社債	5,000
長期借入金	7,347
リース債務	142
繰延税金負債	3,043
退職給付引当金	1,146
その他	2,230
負債合計	45,788
純資産の部	
株主資本	60,940
資本金	6,646
資本剰余金	5,608
資本準備金	5,485
その他資本剰余金	123
利益剰余金	51,125
利益準備金	1,026
その他利益剰余金	50,098
固定資産圧縮積立金	4,502
繰越利益剰余金	45,596
自己株式	△2,441
評価・換算差額等	4,961
その他有価証券評価差額金	4,923
繰延ヘッジ損益	37
純資産合計	65,901
負債純資産合計	111,689

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		40,204
売上原価		32,932
売上総利益		7,271
販売費及び一般管理費		7,529
営業損失 (△)		△258
営業外収益		
受取利息	90	
受取配当金	2,888	
為替差益	98	
その他	134	3,211
営業外費用		
支払利息	86	
支払保証料	18	
匿名組合投資損失	47	
その他	11	164
経常利益		2,789
特別利益		
補助金収入	78	
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	150	228
特別損失		
固定資産除売却損	117	
投資有価証券売却損	139	257
税引前当期純利益		2,760
法人税、住民税及び事業税	△5	
法人税等調整額	83	77
当期純利益		2,683

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

月島ホールディングス株式会社
取締役会 御中

井上監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 萱嶋 秀雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 映男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、月島ホールディングス株式会社（旧会社名 月島機械株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、月島ホールディングス株式会社（旧会社名 月島機械株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

月島ホールディングス株式会社
取締役会 御中

井上 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 萱嶋 秀雄
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 林 映男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、月島ホールディングス株式会社（旧会社名 月島機械株式会社）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

月島ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 牧 虎 彦 ㊟

常勤監査役 吉 加 訓 ㊟

監 査 役 尾 内 正 道 ㊟

監 査 役 塚 野 英 博 ㊟

(注) 常勤監査役 吉加 訓、監査役 尾内正道、監査役 塚野英博は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 メ モ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月に開催いたします。
- 基準日 定時株主総会 3月31日
期末配当金受領株主確定日 3月31日
中間配当金受領株主確定日 9月30日
- 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座 口座管理機関
- 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
- 公告方法 電子公告 <https://www.tsk-g.co.jp>
(ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。)
- 単元株式数 100株
- 株主優待制度 (1) 毎年3月末日の株主名簿において、1,000株以上ご所有の株主様に対し、10月中旬に新米(新潟魚沼産こしひかり) 4kgを送付いたします。
(2) (1)の株主様を除き、4月以降に当社株式を新規もしくは追加でご取得され、9月末日の株主名簿において合計して1,000株以上のご所有になられた株主様に対し、11月初旬に新米(新潟魚沼産こしひかり) 4kgを送付いたします。
(3) 毎年3月末日の株主名簿において、3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様(※)に対し、上記(1)に新米(新潟魚沼産こしひかり) 2kgを追加いたします。
※「3年以上継続して1,000株以上ご所有の株主様」とは、3月末日の株主名簿において、同一株主番号で3年以上継続して記録されている株主様(同一の株主番号で1,000株以上を、9月末日、3月末日の株主名簿に7回以上継続して記録されている株主様)といたします。
- ホームページアドレス <https://www.tsk-g.co.jp>
(IR情報では詳細な財務情報および決算短信を掲載しております。)

株主総会会場ご案内図



日比谷三井カンファレンス
ROOM1+2
日比谷三井タワー 8階
(東京ミッドタウン日比谷内)



〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 日比谷三井タワー 8階
日比谷三井カンファレンス ROOM1+2
電話：03-5157-1201

■ アクセス

東京メトロ千代田線・日比谷線、都営地下鉄三田線 日比谷駅 (A11出口直結)
東京メトロ有楽町線 有楽町駅 (A11出口直結)
※A11出口を出て、日比谷三井タワー (東京ミッドタウン日比谷内) 入り口よりお入りください。
J R山手線・京浜東北線 有楽町駅 (日比谷口を出て日比谷方面へ徒歩約8分)
※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

株主総会ご出席の皆様へのおみやげをご用意しておりませんので、
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。